

第27回参議院議員通常選挙啓発委託業務の プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、部数等を次表に示します。

※様式番号1から6までを1つの冊子にまとめ、提出すること。

※正本には、表紙及び見積書に社印、代表者印を押印することとし、あて名は高知県知事としてください。

番号	提出書類の名称	規格及び 制限枚数	提出 部数
1	表紙	A4横、1枚まで	正本1部、副本 12 部
2	業務のコンセプト	A4横、50 枚まで	
3	業務内容		
4	実施体制図	A4横、1枚まで	
5	スケジュール	A4横、1枚まで	
6	経費見積書	A4横、1枚まで	

2 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和7年5月26日(月)午後5時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 住所 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 総務部 市町村振興課選挙担当 TEL 088-823-9314

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

第27回参議院議員通常選挙において、テレビ、SNS、新聞等の各種媒体を活用し、効果的に選挙啓発を行うことで、投票率の向上を図ることを目的とします。

(2) 事業の要件

別添仕様書に沿って、具体的な内容を提案してください。

(3) 現状の問題点、課題

選挙の都度、テレビCMやSNS広告、イベント等、あらゆる手法により選挙時の啓発を行っているところですが、近年の各種選挙における投票率は低く、その中でも特に若年層の投票率の低下は深刻なものとなっています。

(4) 特に提案を求めるポイント

現状の問題点や課題の解決につなげるため、より効果的な企画内容を提案してください。

特に、別添仕様書【基本理念】を参照のうえ、「若年層・ファミリー層の投票率向上」のための有効な取組を提案してください。

(5) 提案書の記述する内容

番号	提出書類の内容	記述を求める内容
1	表紙	—
2	業務のコンセプト	・当委託業務の目的を達成するために、事業者が考えるコンセプトを明示すること。 ・明示したコンセプトに基づき、番号3の各業務を一体的に企画提案すること。
3	業務内容	別添仕様書「2業務内容」に基づき、事業内容を具体的に企画提案すること。
4	実施体制図	当委託業務の実施体制について、職名、職員数、役割分担等を明示してください。
5	スケジュール	当委託業務の実施スケジュールについて、各種業務内容とそれぞれの実施時期を具体的に明示すること。
6	経費見積書	具体的に所用の経費を明示するなど、できるだけ詳細に記載すること。 (消費税等は、外税表示)

7 企画提案書についての留意事項

(1) 企画提案書は1者1提案までとします。

(2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、できるだけ簡潔なものとしてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

以下の点に留意して、企画提案を行ってください。

- (1) 投票率向上を図るために事業者が導き出したコンセプトに基づき、別添仕様書の各業務に統一感を持たせた企画書を作成すること。
- (2) 当委託業務の詳細な内容は別添仕様書のとおりで、その内容に従い企画提案書を作成してください。
- (3) 各啓発プランには、次の選挙情報を盛り込んでください。
 - ・選挙名 第27回参議院議員通常選挙
 - ・選挙期日(投票日) 令和7年7月20日(日)(予定)
 - ・作成者 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会
高知県選挙管理委員会・高知県明るい選挙推進協議会
- (4) 公職選挙法等法令に抵触しない内容であること。
- (5) 各啓発プランに用いる素材については、公職の候補者や政党等と関係のあるもの及び、特定の候補者等を連想させるものは一切使用しないこと。
- (6) 採用となった事業者は、今回執行される選挙の選挙運動には関わらないこと。
- (7) 次に掲げるものの提出は、無効とする。
 - ・所定の期日及び場所に提出しなかったもの
 - ・その他今回の委託業務に関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反したもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (8) 選定結果については、採用・不採用にかかわらず、後日通知する。
- (9) プレゼンの参加に係る経費については、企画提案事業者の負担とする。
- (10) 当委託業務に対する質問は、メール(kochisenkan@ken.pref.kochi.lg.jp)で行うこと。(様式は自由)
- (11) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。